

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

（単位：百万円）

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,809	461	267	5,537

1. 一般会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,408	7,066	342	309	162	6,301	
神保原駅南土地画整理事業特別会計	73	72	1	1	30	-	
一般会計等	7,451	7,108	343	310		6,301	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／ 不足額（実質 収支）	他会計等からの 繰入金	企業債（地方 債）現在高	左のうち 一般会計等 繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,001	2,937	64	64	384	-	-	
介護保険特別会計	1,212	1,177	35	33	210	-	-	
後期高齢者医療特別会計	185	172	13	13	57	-	-	
老人保健特別会計	187	186	1	1	17	-	-	
公共下水道事業特別会計	607	605	2	2	81	2,063	943	
農業集落排水事業特別会計	18	17	1	1	14	101	98	
上里町水道事業会計	531	521	11	800	41	3,010	479	
公営企業会計等 計				914		5,174	1,520	

- （注） 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額／不足額（実質収支）」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

（単位：百万円）

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／ 不足額（実質 収支）	他会計等からの 繰入金	企業債（地方 債）現在高	左のうち 一般会計等 負担見込額	備考
本庄上里学校給食組合	2,503	2,459	44	44	0	1,410	508	
児玉郡市広域市町村圏組合	5,177	5,032	145	145	0	5,942	1,272	
埼玉県市町村総合事務組合	41,248	41,171	77	77	940	-	-	一般会計
埼玉県市町村総合事務組合	362	275	86	86	-	-	-	交通災害共済
彩の国さいたまづくり広域連合	474	464	9	9	48	-	-	
埼玉県後期高齢者医療広域連合	532	480	52	52	-	-	-	一般会計
埼玉県後期高齢者医療広域連合	368,336	357,096	11,240	11,240	1,227	-	-	特別会計
一部事務組合等 計				11,653		7,352	1,780	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

（単位：百万円）

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
上里町土地開発公社	0	6	5	0	6	381	0	373	
上里町勤労文化協会	0	31	30	13	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			35	13	6	381	0	373	

（注） 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

（単位：百万円）

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	603	622	18
減債基金	90	90	0
その他充当可能基金	550	513	△ 37
充当可能基金 計	1,243	1,225	△ 19

（注）「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.73	5.60	△ 2.13	△ 14.68	△ 20.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	26.72	22.10	△ 4.62	△ 19.68	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	11.6	11.1	△ 0.50	25.0	35.0	上里町水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	101.1	86.3	△ 14.80	350.0					
財政力指数	0.84	0.87	0.03						
経常収支比率	88.1	89.9	1.70						

- （注） 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である（公営競技は0%）。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。